

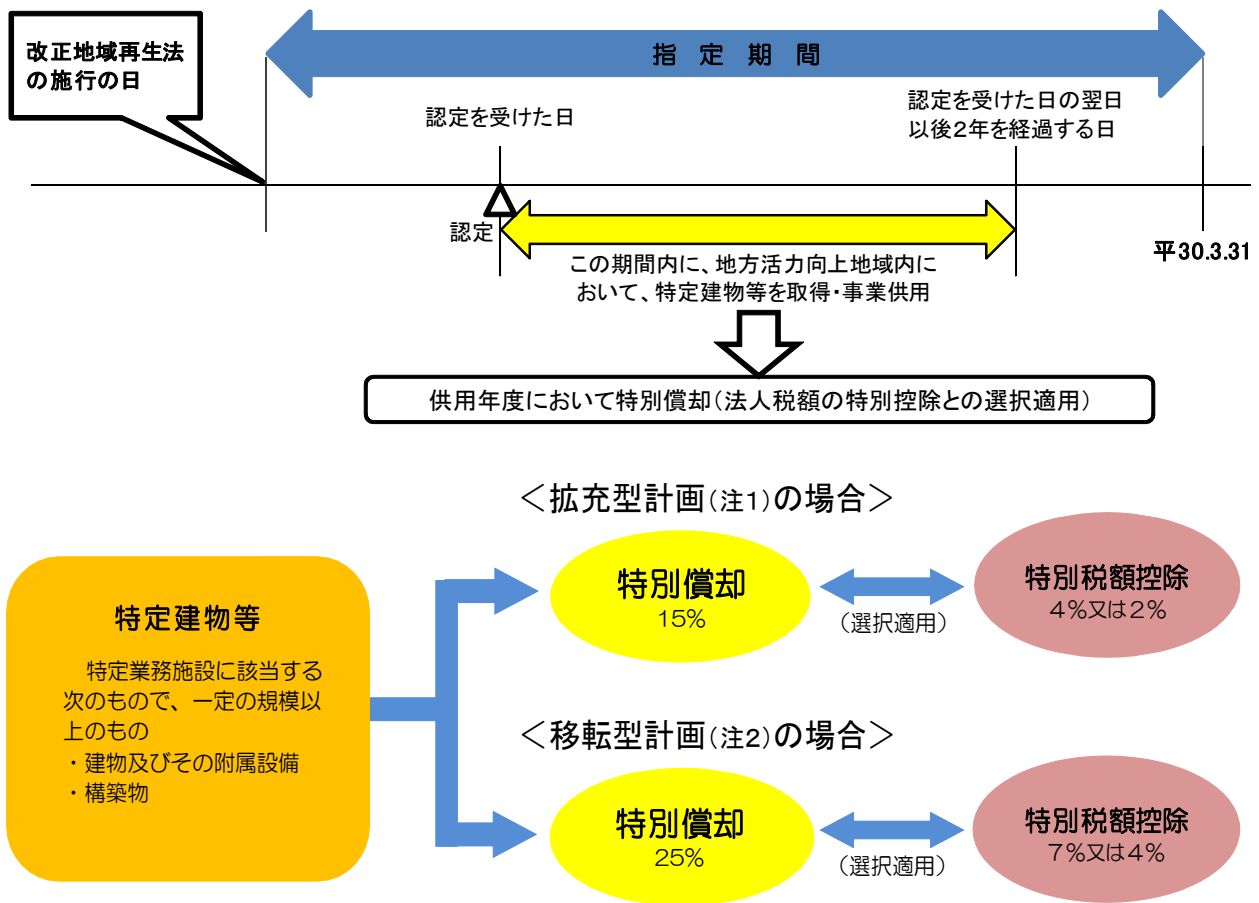
## IV 減価償却に関する改正

### 1 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却制度の創設

#### 〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で改正地域再生法の施行の日から平成30年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に地域再生法に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けたものが、その認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、地方活力向上地域内において、その認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」といいます。）に記載された特定業務施設に該当する一定の建物及びその附属設備並びに構築物（以下「特定建物等」といいます。）を取得（その建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）し、又は建設して、これをその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において、その特定建物等の取得価額の15%（その認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には25%）相当額の特別償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の12①）。

#### 《イメージ図》



（注1） 拡充型計画とは、地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます（措法42の12①）。

（注2） 移転型計画とは、地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます（措法42の12②一）。

### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で地域再生法に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けたものです（措法 42 の 12①）。

### (2) 指定期間

本制度における指定期間とは、改正地域再生法の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間をいいます（措法 42 の 12①）。

### (3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定建物等とは、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された地域再生法第 5 条第 4 項第 4 号に規定する特定業務施設に該当する建物及びその附属設備並びに構築物で、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 2,000 万円（中小企業者(注)にあつては、1,000 万円）以上のものをいいます（措法 42 の 12①、措令 27 の 12）。

(注) 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいいます（措法 42 の 4②④、措令 27 の 4⑤）。

イ その発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人(\*)の所有に属している法人  
ロ イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人(\*)の所有に属している法人

(\*) 大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

### (4) 供用年度

供用年度とは、特定建物等を法人の営む事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 12①）。

### (5) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が次のいずれの計画であるかに応じそれぞれ次の算式により計算します（措法 42 の 12①）。

(算 式)

イ 拡充型計画の場合

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定建物等の取得価額} \times 15\%$$

ロ 移転型計画の場合

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定建物等の取得価額} \times 25\%$$

#### 申告に当たっての注意点

- イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に特定建物等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 12④）。
- ロ 所有権移転外リース取引(法令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。)により取得した特定建物等については、本制度の適用はありません（措法 42 の 12③）。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 2）。

## 〔施行時期〕

改正地域再生法の施行の日から施行されます（改正法附則 1 十一）。

なお、地域再生法の一部を改正する法律案は平成 27 年 5 月 8 日現在、国会において審議中です。

## 2 その他

○ その他、減価償却制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（旧措法42の5⑥、68の10⑥、改正法附則74、85、平23財務省告示第219号、平27財務省告示第111号）</p> <p>（措法42の5⑥、68の10⑥）</p>	<p>○ 即時償却の措置について、適用対象設備から太陽光発電設備が除外されました。</p> <p>○ 即時償却の措置について、適用期限が平成28年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>平27.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等（措法42の10①、68の14①、改正法附則1十三、75①、86）</p>	<p>○ 本制度の対象資産に継続的に実施されることが確保される特定事業の用に供される貸付用の建物及びその附属設備が追加されました。</p>	<p>国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
<p>(3) 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却（旧措法42の12の2、68の15の3、旧措令27の12の2、39の45の3、改正法附則72、88）</p>	<p>○ 本制度は廃止されました。</p>	<p>平27.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) 特定中小企業者等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却（措法42の12の3①、68の15の4①、措令27の12の3、措規20の8①、22の30①、改正法附則78、89）</p> <p>（措法42の12の3①、68の15の4①、改正法附則78、89）</p> <p>（措法42の12の3①、68の15の4①）</p>	<p>○ 適用対象となる特定中小企業者等から認定経営革新等支援機関等が除外されました。</p> <p>○ 対象設備について、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類に記載されたものに限定されました。</p> <p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平27.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>—</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(5) 特定設備等の特別償却（措法43①表二、68の16①表二、措令28③④、39の49③④、改正法附則79①、90①、改正措令附則32①、41①）</p> <p>（平27国土交通省告示第473号）</p> <p>（昭48大蔵省告示第69号）</p>	<p>○ 船舶の特別償却制度について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 対象設備から国際総トン数1万トン未満の外航船舶が除外されました。</p> <p>    なお、これに伴い、特別償却率が18%の特別償却の措置の対象となる外航船舶は、外航船舶で日本船舶に該当するものとされます。</p> <p>ロ 環境への負荷の低減に資する船舶の要件について所要の見直しが行われました。</p> <p>ハ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平27.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平27.4.1から適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(6) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却（措法44①、68の19①、改正法附則79②、90②）</p> <p>（措法44①、68の19①）</p>	<p>○ 対象施設について、新設又は増設により取得等をしたものに限定されました。</p> <p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平27.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(7) 共同利用施設の特別償却（措法44の3①、68の24①、措令28の5、39の52、改正法附則79③、90③）</p> <p>（措法44の3①、68の24①）</p>	<p>○ 対象施設について、一の共同利用施設の取得価額が100万円以上のものとされました。</p> <p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平27.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(8) 特定農産加工品生産設備等の特別償却（旧措法44の4②、68の25②、旧措令28の7③～⑤、39の52③④、旧措規20の14②、22の33②、改正法附則79④、90④）</p>	<p>○ 新用途米穀加工品等製造設備に係る措置が廃止されました。</p>	<p>平27.4.1前に取得等をした新用途米穀加工品等製造設備については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(9) 特定信頼性向上設備等の特別償却（措法44の5①、68の26①、改正法附則79⑤、90⑤）</p> <p>（措令28の8②二、39の55②二、改正措令附則32②、41②）</p> <p>（措法44の5①、68の26①）</p>	<p>○ 特定信頼性向上設備に係る措置について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 特別償却率が10%（改正前15%）に引き下げられました。</p> <p>ロ 適用対象地域から除外される地域について、首都直下地震対策特別措置法の首都直下地震緊急対策区域（改正前：多極分散型国土形成促進法の東京圏）とされました。</p> <p>ハ 適用期限が平成28年5月31日まで1年2月延長されました。</p>	<p>平27.4.1以後に取得等をする特定信頼性向上設備について適用され、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>—</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等																
<p>(10) <b>特定地域における工業用機械等の特別償却</b> (措法45②表四、68の27②表四、措令28の9⑫四、⑭四、⑰⑱、39の56②四、④四、⑧、措規20の16⑦、旧措法45①一口、68の27①、旧措令28の9①一口、④二、改正法附則79⑥⑦、90⑥⑦)</p> <p>(措法45②表一、68の27②表一、措令28の9⑫一、⑭一、⑰⑱、39の56②一、④一、措規20の16⑤、改正法附則79⑦⑧、90⑦⑧、改正措令附則32③④、41③④、改正措規附則19①、23①)</p> <p>(措法45②、68の27②)</p> <p>(措法45①②、68の27①②、措令28の9①一)</p>	<p>○ 山村振興法の改正等に伴い、振興山村に係る特別償却の措置について、割増償却ができる措置に改組されました。 この改組後の割増償却に係る措置の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="502 336 1149 1288"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象 法 人</td> <td>青色申告書を提出する中小企業者</td> </tr> <tr> <td>対 象 地 区</td> <td>振興山村として指定された地区のうち、特定山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内の地区</td> </tr> <tr> <td>対 象 事 業</td> <td>地域資源を活用する製造業（対象地区内において生産されたものを原料又は材料とするものに限り、）及び農林水産物等販売業（対象地区内において生産された農林水産物又はその農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主にその対象地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいいます。）のうち、対象地区に係る特定山村振興計画に記載された事業</td> </tr> <tr> <td>対 象 設 備</td> <td>対象地区内において営む事業の用に供される設備で、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円（資本金の額等が5,000万円を超える中小企業者の地域資源活用製造業の用に供される設備にあつては、1,000万円）以上である場合のその一の設備</td> </tr> <tr> <td>対 象 資 産</td> <td>対象設備を構成するもののうち、特定山村振興計画に記載された次の資産 ・ 機械及び装置 ・ 建物及びその附属設備並びに構築物</td> </tr> <tr> <td>割 増 償 却 割 合</td> <td>24%（建物及びその附属設備並びに構築物については、36%）</td> </tr> <tr> <td>適 用 期 間</td> <td>特定振興山村計画の計画期間の初日から平成29年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 半島振興対策実施地域に係る措置について、次のとおり見直しが行われました。 イ 半島振興法の改正に伴い、認定半島産業振興促進計画に基づく措置に改組されました。</p> <p>ロ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 過疎地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置について、適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p>	区 分	改 正 後	対 象 法 人	青色申告書を提出する中小企業者	対 象 地 区	振興山村として指定された地区のうち、特定山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内の地区	対 象 事 業	地域資源を活用する製造業（対象地区内において生産されたものを原料又は材料とするものに限り、）及び農林水産物等販売業（対象地区内において生産された農林水産物又はその農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主にその対象地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいいます。）のうち、対象地区に係る特定山村振興計画に記載された事業	対 象 設 備	対象地区内において営む事業の用に供される設備で、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円（資本金の額等が5,000万円を超える中小企業者の地域資源活用製造業の用に供される設備にあつては、1,000万円）以上である場合のその一の設備	対 象 資 産	対象設備を構成するもののうち、特定山村振興計画に記載された次の資産 ・ 機械及び装置 ・ 建物及びその附属設備並びに構築物	割 増 償 却 割 合	24%（建物及びその附属設備並びに構築物については、36%）	適 用 期 間	特定振興山村計画の計画期間の初日から平成29年3月31日まで	<p>平27.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平27.4.1以後に取得等をする産業振興機械等について適用され、同日前に取得等をした産業振興機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>—</p>
区 分	改 正 後																	
対 象 法 人	青色申告書を提出する中小企業者																	
対 象 地 区	振興山村として指定された地区のうち、特定山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内の地区																	
対 象 事 業	地域資源を活用する製造業（対象地区内において生産されたものを原料又は材料とするものに限り、）及び農林水産物等販売業（対象地区内において生産された農林水産物又はその農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主にその対象地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいいます。）のうち、対象地区に係る特定山村振興計画に記載された事業																	
対 象 設 備	対象地区内において営む事業の用に供される設備で、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円（資本金の額等が5,000万円を超える中小企業者の地域資源活用製造業の用に供される設備にあつては、1,000万円）以上である場合のその一の設備																	
対 象 資 産	対象設備を構成するもののうち、特定山村振興計画に記載された次の資産 ・ 機械及び装置 ・ 建物及びその附属設備並びに構築物																	
割 増 償 却 割 合	24%（建物及びその附属設備並びに構築物については、36%）																	
適 用 期 間	特定振興山村計画の計画期間の初日から平成29年3月31日まで																	
<p>(11) <b>医療用機器の特別償却</b> (平21厚生労働省告示第248号、平27厚生労働省告示第229号)</p>	<p>○ 対象となる機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものについて、その対象機器が見直されました。</p>	<p>平27.4.1から適用されます。</p>																



改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法45の2①、68の29①)</p> <p>(旧措法45の2①二、68の29①二、旧措令28の10③、39の58③、改正法附則79⑨、90⑨)</p>	<p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品に係る措置が廃止されました。</p>	<p>—</p> <p>平27.4.1前に取得等をした医療用機器等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(12) 支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却 (旧措法46の2、68の32、旧措令29の2、39の61、旧措規20の18、22の39、改正法附則72)</p>	<p>○ 本制度は廃止されました。</p>	<p>平27.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(13) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却 (措法46の2①、68の33①、改正法附則79⑩、90⑩)</p> <p>(措法46の2①、68の33①、措令29の3①④、39の62①、改正法附則79⑩、90⑩、平27厚生労働省告示第233号)</p> <p>(措法46の2①、68の33①、改正法附則79⑩、90⑩)</p>	<p>○ 対象法人について、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に次世代育成支援対策推進法第15条の2に規定する次世代育成支援対策に係る基準に適合するものである旨の認定(特例基準適合認定)を受けた法人が追加されました。</p> <p>また、特例基準適合認定を受けた法人は、その認定を受けた日以後3年以内に終了する各事業年度において割増償却ができることとされました。</p> <p>○ 対象資産について、一般事業主行動計画に記載された建物及び建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品のうち一定のものとされました。</p> <p>また、建物及び建物附属設備について、取得若しくは建設をしたもの又は増築、改築、修繕若しくは模様替のための工事により取得若しくは建設したものとされました。</p> <p>○ 割増償却率について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 適用事業年度(基準適合認定を受けた日を含む事業年度)</p> <p>(イ) 建物及び建物附属設備 24%(一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第12条第4項の規定により届出をされたものである場合には、32%)</p> <p>(ロ) 車両及び運搬具並びに器具及び備品 18%(一般事業主行動計画が次世代育成支援対策推進法第12条第4項の規定により届出をされたものである場合には、24%)</p> <p>ロ 特例認定適用事業年度(特例基準適合認定を受けた日以後3年以内に終了する各事業年度)</p> <p>(イ) 建物及び建物附属設備 15%</p> <p>(ロ) 車両及び運搬具並びに器具及び備品 12%</p>	<p>平27.4.1以後に特例基準適合認定を受ける法人の同日以後に開始する事業年度終了の日において有する次世代育成支援対策資産について適用されます。</p> <p>平27.4.1以後に基準適合認定又は特例基準適合認定を受ける法人の同日以後に開始する事業年度(同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含みます。)終了の日において有する次世代育成支援対策資産について適用され、同日前に基準適合認定を受けた法人の同日前に開始した事業年度終了の日において有する特定建物等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法46の2①、68の33①)	○ 適用期限が平成30年3月31日まで3年延長されました。	—
(14) 特定都市再生建築物等の割増償却 (旧措法47の2③一、68の35③一、旧措令29の5①②、39の64①②、旧措規20の21⑤一、22の42④一、改正法附則79⑫、90⑫)	○ 都市再開発法の市街地再開発事業によって建築される建築物に係る措置は、廃止されました。	平27.4.1前に取得等をした建築物については、従来どおり適用されます。
(措法47の2①③一、68の35①③一、改正法附則79⑪⑫、90⑪⑫)	○ 都市再生特別措置法の認定計画に基づいて行われる都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において行われる都市再生事業により整備される建築物の割増償却率が30% (改正前40%) に引き下げられました。	平27.4.1以後に取得等をする特定都市再生建築物等について適用され、同日前に取得等をした建築物については、従来どおり適用されます。
(措法47の2①③三、68の35①③、措令29の5④一二、措規20の21③、旧措規20の21①④⑤四、22の42①、改正法附則1十二、79⑬⑭、90⑬⑭)	○ 雨水貯留浸透利用施設に係る措置について、下水道法の改正に伴い、次のとおり見直しが行われました。 イ 対象区域を浸水被害対策区域とすることとされました。 ロ 対象施設から補助金等をもって建築し、又は設置される構築物及び雨水の地下への浸透を図るための構築物 (浸透性舗装) が除外されました。	水防法等の一部を改正する法律の施行の日以後に取得等をする特定都市再生建築物等について適用され、同日前に取得等をした構築物については、従来どおり適用されます。
(措法47の2①、68の35①)	○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。	—
(15) 倉庫用建物等の割増償却 (措令29の6②、改正措令附則32⑦)	○ 対象となる倉庫用建物等の規模要件について、次のとおり引き上げられました。 イ 階数が2以上の普通倉庫 床面積が6,000㎡以上 (改正前3,000㎡以上) ロ 階数が1の普通倉庫 床面積が3,000㎡以上 (改正前1,500㎡以上) ハ 冷蔵倉庫 容積が6,000㎡以上 (改正前3,000㎡以上)	平27.4.1以後に取得等をする倉庫用建物等について適用され、同日前に取得等をした倉庫用建物等については、従来どおり適用されます。
(措法48①、68の36①)	○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。	—